

特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する 九州電力株式会社からの文書の提出及び今後の対応について

令和元年10月30日
原子力規制庁

1. 経緯

令和元年度第36回原子力規制委員会において、原子力規制委員会は、特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間が満了する日（以下「満了日」という。）には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠¹によって明らかである発電用原子炉施設には、重ねて使用の停止を命ずることはしない方針等を了承した。

これに関して、別紙1のとおり、令和元年度第35回原子力規制委員会において九州電力株式会社が提出するとしていた資料が提出された。

2. 今後の対応について（案）

川内原子力発電所1，2号機について、満了日には定期検査により使用を停止していることが別紙1によって明らかであるといえる。したがって、川内原子力発電所1，2号機に対して重ねて使用の停止を命ずることはしないこととしたい。

なお、今後、本件と同様の案件において、別紙1と同等の文書が提出された場合には、事業者から提出された文書を速やかに原子力規制委員会に報告する形で処理することとしたい。

[別紙]

別紙1 川内原子力発電所1，2号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について（2019年10月23日九州電力株式会社）

¹ 例えば、満了日までに発電用原子炉施設を冷温停止状態となっているように措置し、特重施設の使用前検査が合格するまでの間はその状態を継続する意思を、設置者として表明した文書などが考えられる。

原 発 本 第 1 2 5 号

2 0 1 9 年 1 0 月 2 3 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

氏 名 九州電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 池 辺 和



川内原子力発電所1，2号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

川内原子力発電所においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施
設及び常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定
の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 川内原子力発電所1，2号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応

以 上

川内原子力発電所1，2号機
特重施設等設置に係る定期検査の対応

1 定期検査開始日

経過措置期間が満了する日までに発電を停止し、定期検査を開始する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
1号機 第25回定期検査	2020.3.16	2020.3.17
2号機 第24回定期検査	2020.5.20	2020.5.21

2 冷温停止状態の維持

経過措置期間が満了する日の24時までに原子炉を冷温停止状態とし、特重施設等の使用前検査に合格するまでの期間、冷温停止状態を継続する。

3 特重施設等の使用前検査合格後の対応

特重施設等の使用前検査に合格後は、原子炉を起動し発電を再開する。

以上